議案第３８号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第１２条第１項の規定により提出する。

令和８年３月２日

提出者　　板橋区議会議員

大　野　ゆ　か

井　上　温　子

小　柳　しげる

石　川　すみえ

山　内　え　り

荒　川　な　お

いわい　桐　子

小　林　おとみ

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和３４年板橋区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１４条の２中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に、「の合算額」を「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第４号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額」に改める。

第１４条の３第１号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第２号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第１５条第１項中「第１５条の４」を「第１５条の４第１号」に改める。

第１５条の８中「６６万円」を「６７万円」に改める。

第１５条の１１中「次条」を「次条第１号」に改める。

第１６条の３中「次条」を「次条第１号」に改める。

第１６条の５中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の５条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第１６条の６　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第１９条の２、第１９条の４、第１９条の５及び第１９条の６の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

⑴　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ　第１９条の６に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

⑵　当該年度における次に掲げる額の合算額

ア　法附則第７条の規定により読み替えられた法第７５条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付

金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第７２条の３第１項、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第１６条の７　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（法施行令第２９条の７第５項第３号に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第１６条の８　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第１６条の９　子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

⑴　所得割　１００分の０．２７（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第１６条の６第１号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第２号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の１００分の５５に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第２９条の７第５項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第３２条の１０の２に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

⑵　被保険者均等割　被保険者１人につき１，８００円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の１００分の４５に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

⑶　１８歳以上被保険者均等割　被保険者１人につき７３円（第１６条の６第１号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第２号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における１８歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第１６条の１０　第１６条の７の子ども・子育て支援納付金賦課額は、３万円を超えることができない。

第１９条中「の額若しくは第１６条の２の額又は次条各号に定める額」を「、第１６条の２若しくは第１６条の７の額又は次条各号」に、「若しくは第１９条の５第１項各号」を「、第１９条の５第１項各号若しくは第１９条の６」に改める。

第１９条の２各号列記以外の部分中「６６万円」を「６７万円」に、「及び第１５条の１０」を「、第１５条の１０」に、「並びに第１６条の２」を「、第１６条の２」に

改め、「１７万円)」の次に「及び第１６条の７の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円)」に改め、同条第１号に次のように加える。

エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人について　１，２６０円

オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る１８歳以上被保険者均等割額　被保険者１人について　５２円

第１９条の２第２号中「３０万５，０００円」を「３１万円」に改め、同号に次のように加える。

エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人について　９００円

オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る１８歳以上被保険者均等割額　被保険者１人について　３７円

第１９条の２第３号中「５６万円」を「５７万円」に改め、同号に次のように加える。

エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人について　３６０円

オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る１８歳以上被保険者均等割額　被保険者１人について　１５円

第１９条の３中「及び」を「、第１５条の１１、第１６条の３、第１６条の８及び第１９条の５並びに」に改める。

第１９条の４に次の１号を加える。

⑶　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　第１９条の２第１号エに規定する金額を減額した世帯　２７０円

イ　第１９条の２第２号エに規定する金額を減額した世帯　４５０円

ウ　第１９条の２第３号エに規定する金額を減額した世帯　７２０円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　９００円

第１９条の５第１項各号列記以外の部分中「第２９条の７第５項第８号」を「第２９条の７第６項第８号」に、「及び被保険者均等割額（」を「並びに被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額（」に、「被保険者均等割額)」を「被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額)」に、「及び被保険者均等割額から」を「並びに被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額から」に、「及び第１６条の５」を「、第１６条の５及び第１６条の１０」に改め、同項第１号中「第３２条の１０の２各号」を「第３２条の１０の３各号」に改め、同項に次の２号を加える。

⑺　子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑻　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額　当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割

額及び１８歳以上被保険者均等割額（第１９条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額）に１２分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第１９条の５の次に次の１条を加える。

（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第１９条の６　当該年度において、その世帯に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該１８歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第１６条の９の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第１９条の２各号、第１９条の４第３号及び前条第１項第８号に規定する基準に従い当該１８歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

付則に次の１条を加える。

（令和８年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例）

第１１条　当分の間、令和８年度以降の第１９条の４の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「６歳」とあるのは「１８歳」と読み替えるものとする。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第１４条の２、第１４条の３、第１５条の８、第１６条の６から第１６条の１０まで及び第１９条から第１９条の６までの規定は、令和８年度以後の年度分の保険料について適用し、令和７年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

賦課限度額等を改め、子ども・子育て支援納付金に係る規定を加え、所要の規定整備をするほか、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもに係る被保険者均等割額を減額する必要がある。

東京都板橋区国民健康保険条例　新旧対照表

新	旧
○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号	○東京都板橋区国民健康保険条例 昭和34年11月30日東京都板橋区条例第22号
第１条～第14条　略	第１条～第14条　略
（保険料の賦課額）	（保険料の賦課額）
第14条の２　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第４号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。	第14条の２　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第29条の７第１項第１号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第２号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第３号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。
（基礎賦課総額）	（基礎賦課総額）
第14条の３　同右	第14条の３　保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条の２、第19条の４及び第19条の５の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
（１）　同右	（１）　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　略	ア　略
イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後	イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の７第１項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後

新	旧
期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額	期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
ウ～オ　略	ウ～オ　略
カ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額	カ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
（２）　同右	（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額
ア　略	ア　略
イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額	イ　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
ウ　略	ウ　略
エ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期	エ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期

新	旧
高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額
第14条の４　略	第14条の４　略
（基礎賦課額の所得割額の算定）	（基礎賦課額の所得割額の算定）
第15条　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法	第15条　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法

新	旧
附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。第19条の２第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の４第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。第19条の２第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の４＿＿の所得割の保険料率を乗じて算定する。
２　略	２　略
第15条の２～第15条の７　略	第15条の２～第15条の７　略
（基礎賦課限度額）	（基礎賦課限度額）
第15条の８　第14条の４の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。	第15条の８　第14条の４の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。
第15条の９・第15条の10　略	第15条の９・第15条の10　略
（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）	（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）
第15条の11　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	第15条の11　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条＿＿の所得割の保険料率を乗じて算定する。
第15条の12～第16条の２　略	第15条の12～第16条の２　略
（介護納付金賦課額の所得割額の算定）	（介護納付金賦課額の所得割額の算定）

新	旧
第16条の３　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	第16条の３　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条　　の所得割の保険料率を乗じて算定する。
（介護納付金賦課限度額）	（介護納付金賦課限度額）
第16条の４　略	第16条の４　略
第16条の５　第16条の２の介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。	第16条の５　第16条の２の　　賦課額は、17万円を超えることができない。
（子ども・子育て支援納付金賦課総額）	
第16条の６　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の２、第19条の４、第19条の５及び第19条の６の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第１号に掲げる額の見込額から第２号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。	本条追加
（１）　当該年度における次に掲げる額の合算額	
ア　当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額	
イ　第19条の６に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額	
（２）　当該年度における次に掲げる額の合算額	
ア　法附則第７条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額	

新	旧
イ　その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の３第１項、第72条の３の２第１項及び第72条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額	
（子ども・子育て支援納付金賦課額）	
第16条の７　保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の７第５項第３号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。	本条追加
（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）	
第16条の８　前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第１号の所得割の保険料率を乗じて算定する。	本条追加
（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）	
第16条の９　子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	本条追加
（１）　所得割　100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の６第１号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第２号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の55に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の７第５項第４号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の２に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）	
（２）　被保険者均等割　被保険者１人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の45に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における被保険者の数	

新	旧
等を勘案して算定した数で除して得た額） （３）　18歳以上被保険者均等割　被保険者１人につき73円（第16条の６第１号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第２号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の２か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額） （子ども・子育て支援納付金賦課限度額） 第16条の10　第16条の７の子ども・子育て支援納付金賦課額は、３万円を超えることができない。	本条追加
第17条～第18条の３　略	第17条～第18条の３　略
（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合） 第19条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10、第16条の２若しくは第16条の７の額又は次条各号、第19条の４各号、第19条の５第１項各号若しくは第19条の６に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。	（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合） 第19条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第29条の７の２第２項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10の額若しくは第16条の２の額又は次条各号に定める額、第19条の４各号若しくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。
２　保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10、第16条の２若しくは第16条	２　保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の４、第15条の10の額若しくは第16条の２

新	旧
の７の額又は次条各号、第19条の４各号、第19条の５第１項各号若しくは第19条の６に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行なう。	の額又は次条各号に定める額、第19条の４各号若しくは第19条の５第１項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第６条第１号から第８号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行なう。
（低所得者の保険料の減額）	（低所得者の保険料の減額）
第19条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の４の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、第16条の２の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び第16条の７の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）の合算額とする。	第19条の２　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の４の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに第16条の２の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
（１）　同右	（１）　世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第６条第８号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額（同法第317条の２第１項第２号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第５項に規定する事業専従者控除額については、同条第３項、第４項又は第５項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第１項、第３項又は第４項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の２第１項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算され

新	旧
	る所得の金額（同法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の２の６第８項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第５項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の３第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の２の６第11項又は第35条の３第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同条第４項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第３号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控

新	旧
	除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者
ア～ウ　略	ア～ウ　略
エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人について　1,260円	追加
オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額　被保険者１人について　52円	追加
（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、31万円　に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者	（２）　前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する以外の者
ア～ウ　略	ア～ウ　略
エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人について　900円	追加
オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額　被保険者１人について　37円	追加
（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と	（３）　第１号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

新	旧
区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前２号に該当する以外の者	区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前２号に該当する以外の者
ア～ウ　略	ア～ウ　略
エ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　被保険者１人について　360円	追加
オ　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額　被保険者１人について　15円	追加
（特例対象被保険者等の特例）	（特例対象被保険者等の特例）
第19条の３　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第１項、第15条の11、第16条の３、第16条の８及び第19条の５並びに前条の規定の適用については、第15条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第１号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。	第19条の３　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第15条第１項及び前条の規定の適用については、第15条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第１号中「総所得金額（同法」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法」とする。
（未就学児の被保険者均等割額の減額）	（未就学児の被保険者均等割額の減額）

新	旧
第19条の４　同右	第19条の４　当該年度において、納付義務者の属する世帯に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
（３）　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　第19条の２第１号エに規定する金額を減額した世帯　270円 イ　第19条の２第２号エに規定する金額を減額した世帯　450円 ウ　第19条の２第３号エに規定する金額を減額した世帯　720円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　900円	本号追加
（出産被保険者の保険料の減額）	（出産被保険者の保険料の減額）
第19条の５　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の７第６項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の８、第15条の16、　第16条の５及び第16条の10に定める額を超える場合には、当該額）とする。	第19条の５　当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び　被保険者均等割額　（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額　）は、当該所得割額及び　被保険者均等割額　から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第15条の８、第15条の16及び第16条の５　に定める額を超える場合には、当該額）とする。
（１）　基礎賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の３各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の４第１項及び第	（１）　基礎賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の２各号で定める場合にあつては、出産の日。第24条の４第１項及び第

新	旧
２項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）～（６）　略	２項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 （２）～（６）　略
（７）　子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額　当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	本号追加
（８）　子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額　当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第19条の２に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の１を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	本号追加
２　略	２　略
（18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）	
第19条の６　当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の９の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条の２各号、第19条の４第３号及び前条第１項第８号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額	本条追加

新	旧
後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。	
第20条～第29条　略	第20条～第29条　略
付則	付則
第１条～第10条　略	第１条～第10条　略
（令和８年度以降の子どもの被保険者均等割額の減額の特例）	本条追加
第11条　当分の間、令和８年度以降の第19条の４の規定による減免については、同条（見出しを含む。）中「未就学児」とあるのは「子ども」に、「６歳」とあるのは「18歳」と読み替えるものとする。	